

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件
一審原告 大石 光伸 外
一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（19）

2025（令和7）年7月28日

東京高等裁判所
第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士
弁護士 河 合 弘 之
外

本書面では、一審原告軍司道男氏の陳述書（[甲G440](#)）に基づき、主に日立市の避難計画の問題点について主張する。

目次

1	はじめに.....	2
2	2011年の東北地方太平洋沖地震、津波の経験.....	2
	(1) 地震の揺れ.....	2
	(2) 津波の破壊力.....	3
3	福島第一原発事故の経験から浮かび上がる問題.....	3
	(1) 高齢で持病のある母親を避難させるか否か.....	3
	(2) 在宅要介護者、在宅要支援者の介護、支援は誰が担うのか.....	3
	(3) 災害関連死.....	4
4	自宅について.....	4
	(1) 耐震性は低い.....	4
	(2) 気密性は低い.....	5
5	避難経路へ出るまでに土砂災害の危険.....	5
	(1) 避難経路に出るまでの道路.....	5
	(2) 土砂災害特別警戒区域等に指定.....	5

(3) 日立市海岸地区の地形的特性.....	5
6 避難先について	6
(1) 最終避難所は非公表	6
(2) 降雪地への避難に必要な装備はない.....	6
(3) 大半の市民のためのバスの確保、運転手の確保はできない	7
(4) 避難に要する時間.....	7
(5) 命を守るために	7
7 安定ヨウ素剤について	7
8 体調悪化のおそれ.....	8
9 裁判所に求めること	8
10 まとめ.....	9

1 はじめに

一審原告軍司道男氏（以下「軍司氏」という。）は、日立市に生まれ育ち、20歳から首都圏に居住した後、29歳で茨城県に戻り、日立市に戻って生活している。現在77歳である。

仕事は、主に運送会社に勤務し、営業や運行管理等に従事してきた。いまでも運送会社の業務手伝いをしている。（以上、甲G440・2頁）

2 2011年の東北地方太平洋沖地震、津波の経験

(1) 地震の揺れ

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震、津波発生当日、軍司氏は、自宅から約3kmにある助川山（すけがわやま）にハイキングへ行っていた。地震発生は、下山中の時であった。

経験したことのない揺れは相当なもので、いよいよ東海地震が来たかと思った。ズンズンズンと迫る不気味な地鳴り音、そして、大地がガクンガクンと揺れ、思わず足を広げ、踏ん張った。携帯の地震警報と地鳴りと揺れ、周りの木々がザザザザと音を出して、道路わきの法面も小さく崩れた。近くには誰もおらず、本当に怖い思いをした。

登山口まで車で来ていた人の車で自宅から2kmほどの地点まで同乗させてもらい、そこから徒歩で帰宅した。徒歩で帰宅の途中にも、何度も大

きな余震が来た。(以上、甲G440・2頁)

(2) 津波の破壊力

ちょうど帰宅した頃、海を見渡せる高台（自宅から15メートルほど、海拔28メートル）で、人生、三度目の津波の襲来を見た。1度目は、中学生の頃（1960年5月）のチリ津波、2度目は半世紀経った2010年2月のチリ津波、そして、今回の2011年3月である。

1度目のチリ津波は大きく引き潮になった後、今回と同じような潮位であったが、高潮と言えるようなものであった。

しかし、今回は、北東からごんごんと津波が押し寄せ、北側の堤防を越えて小さな漁港の内湾で渦を巻いて、何隻か漁船が転覆した。整然と積み上げられた沖合のテトラポットも崩れるような破壊力があつた。漁港南側（津波下流側）の何軒かが大規模半壊となった。(以上、甲G440・2頁、3頁)

3 福島第一原発事故の経験から浮かび上がる問題

(1) 高齢で持病のある母親を避難させるか否か

福島第一原発事故当時、軍司氏は、87歳の母親と62歳の妻との三人暮らしであった。福島第一原発事故の推移の深刻さから、首都圏に住む兄弟らから、母親は避難させようと提案され、みなで検討した。

しかし、母親は、当時、降圧剤、睡眠導入剤を処方されており、避難のための身支度が必要になることや、地震による心労で眠れず、血圧も190以上が続いていた。こういった状態で、移動・避難となれば、大きなストレスとなることを考慮して、軍司氏は母親と兄弟らと話し合い、避難指示が出るまでは母親を動かさないことに決めた。もしあの時、避難していれば、母親は体調不良、脳疾患などで、いわゆる関連死になっていた可能性が高かったと考えられる。(以上、甲G440・3頁)

母親は、この5年後、前日まで元気であったが、満92歳で、70年以上住み続けた自宅で大往生を遂げた。(甲G440・4頁)

(2) 在宅要介護者、在宅要支援者の介護、支援は誰が担うのか

福島第一原発事故当時の軍司氏の母親のように、病院や施設に入所していなくとも、体調面から避難できない人は多数存在すると考えられる。

避難指示が出されても体調面から避難できない場合、避難できない人々だけが屋内退避として自宅に残ることになるのか。屋内退避中の介護、支

援は誰が担うのか。軍司氏は、福島第一原発事故の経験から、これらの点への手当のない避難計画について疑問を呈している。(以上、甲G440・3頁)

(3) 災害関連死¹

東日本大震災による東北太平洋側三県の死者数は、岩手県が472名、宮城県が932名、福島県が2348名と、福島県だけが他県に比べて圧倒的に多数となっている(甲G440・添付資料1)。東京新聞は、これを「原発関連死」と呼んでいる。

熊本地震でも、能登半島地震でも関連死が直接死を上回っている(甲G440・添付資料2、添付資料3)。

関連死は、ジワジワと真綿で首を絞められるような、まさに究極の「人格権の侵害」といえるのではないか。死に至らずとも、心身ともに衰えていく過程自体も同様である。(以上、甲G440・4頁)

4 自宅について

(1) 耐震性は低い

軍司氏の自宅は、戦前か戦中に建築されたと考えられる。軍司氏は、自宅の一室で生まれた。耐震補強はしていない。

同時期に建てられたと思われる、道路を挟んだところにある一軒は、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の際に、「大規模半壊」の被災証明がなされ、解体された。その時に、軍司氏の自宅が半壊を免れたのは、一部屋増築されていた部分が支えになったからか、または、建物の向きによるものと思われる。とはいえ、増築部分以外の家屋内の壁などは部分的に壊れた。

大地震の時には余震が怖く、屋内退避をすることはできない。福島第一原発事故時も、強い余震が続いた間は、車中泊を続けた。(以上、甲G440・4頁)

¹ 災害関連死とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものと定義されています。

(内閣府政策統括官(防災担当)付、参事官(被災者行政担当)付「災害関連死について」<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/r01kaigi/siryo8.pdf>)

(2) 気密性は低い

自宅の窓枠は、増築部分以外は木枠であり、密閉度はかなり低い。増築部分のアルミサッシも閉まりの良くない箇所がある。

原発事故となれば、放射性物質が窓枠の隙間から自宅内に入ってくる危険がある。(以上、甲G440・4頁)

5 避難経路へ出るまでに土砂災害の危険

(1) 避難経路に出るまでの道路

避難経路に出るには、軍司氏の自宅からは、まずは国道245に出るほかない。そこに出るためには、急傾斜地(以下「当該急傾斜地」という。)の上を走る細い道を通ることになる(甲G440・6頁図参照)。なお、もう一つ道はあるものの、道幅は狭く、極めて急な坂で、かつ、ヘアピンカーブとなっており、非常に通りづらい道で、普段から使わない(同図参照)。(以上、甲G440・5頁、6頁)

(2) 土砂災害特別警戒区域等に指定

ア 当該急傾斜地は、日立市のハザードマップによると、土砂災害特別警戒区域、同警戒区域に指定されている。また、上述のもう一つの道も同様に土砂災害特別警戒区域、同警戒区域に指定されている。地震による原発事故時には、いずれも被災すると考えられる。

イ 当該急傾斜地は、三つの層から成っており、一番下の部分は急傾斜地崩壊対策工事が施されているものの、その上に積んである石垣と、さらにその上にあるブロック壁は、同工事が施されていない。

ブロック壁部分は、東北地方太平洋沖地震の時に急傾斜地部分の膨らんできたところを、縦に二か所ほど応急処置されただけである(甲G404・8頁写真参照)。なお、2022年3月16日の地震(震度5弱)の時も、当該急傾斜地の上を走るアスファルト道路に亀裂が入り、市役所に応急処置を依頼した。(以上、甲G440・6頁～9頁)

ウ このような状態であるため、地震が起きれば、軍司氏の自宅から国道245へ出る道路が崩れてしまうことが想定される。その場合、軍司氏宅ばかりではなく、周辺の30世帯ほどが車で避難できなくなる。(以上、甲G440・9頁)

(3) 日立市海岸地区の地形的特性

軍司氏宅がある地区のみならず、日立市の南久慈川から北部までの海岸

沿いは、泥岩の上に砂礫層、さらに関東ローム層の不安定な海岸段丘の地形が続く。そのため、地震もさることながら、豪雨災害による土砂災害の危険のある地区が多い。

実際に、2023年9月9日に日立市を襲った豪雨で、当該急傾斜地の近くにある崖が崩れた（甲G440・9頁、10頁写真）。

この豪雨を受けて、日立市長は、「隣接市を結ぶ県道日立・山方線、日立・常陸太田線及び十王・里美線は、土砂崩れの影響により通行止めの状況となった」と述べている（甲G440・添付資料5）。この豪雨災害で、日立市内から国道349号線に抜ける3本の県道が全て不通になったのである。

このような地形的特性から、日立市海岸地区は、急傾斜地が多いため、豪雨にも大地震にも脆弱なのである。（以上、甲G440・9頁、10頁）

6 避難先について

(1) 最終避難所は非公表

最終避難所は公表されておらず、不明である。住民らは、最終避難所が分からないまま、避難中継所へ行くことになる。中継所の職員が、殺到する住民らをさばくことになるが、住民らが各自の判断で避難所へ向かうほうがよほど時間短縮でき効率的である。

さらに、住民からすると、最終避難所まで何十キロメートル移動しなければならないのか、ガソリンは足りるのか、どのような避難所であるのか等が不明のままである。（以上、甲G440・10頁）

(2) 降雪地への避難に必要な装備はない

避難中継所は、福島県郡山市の郡山市カルチャーパーク又は、福島県安達郡の大玉村農村環境改善センターとされている。

自家用車で避難する場合、冬の郡山市、大玉村は例年積雪があるため、避難するには冬用タイヤ若しくはタイヤチェーンが必要となる。

しかし、日立市は、茨城県北部であっても海岸沿いに位置するため、温暖であり、雪はめったに積もらない。そのため、大半の市民は、冬用タイヤ若しくはタイヤチェーンを持っていない。

そうすると、冬（12月中旬から3月中旬の間）に避難する場合、自家用車を使うことはできない。（以上、甲G440・10頁、11頁）

(3) 大半の市民のためのバスの確保、運転手の確保はできない

日立市は、自家用車で避難できない場合はバスによる避難をするように指導している。

しかし、日立市の大半の住民が冬用タイヤ若しくはタイヤチェーンを持っていないと考えられる。そうすると、日立市の大半の住民（約16万5000人）がバスによる避難をすることになる。

ところが、自家用車避難を基本としている現在の避難計画の下では、これだけの人数が避難するためのバスの台数・運転手の確保はできないと考えられる。（以上、甲G440・11頁）

(4) 避難に要する時間

自家用車で避難する場合、避難中継所までの距離は、高速道路を利用する場合は約146キロメートル、国道349号・118号を利用する場合は約112キロメートルである。通常時は、それぞれの移動に要する時間は、約2時間と約4時間である。

行政からは、避難に要する時間について、シミュレーションなどの明示がない。

控訴審準備書面（15）38頁、控訴審準備書面（17）26頁以降で主張した避難退域時検査に要する時間だけでも47日間などがかかるとなれば、それこそ、持病のある妻が、相当の体調悪化、最悪、関連死に至ることも予想せざるを得ない。（以上、甲G440・11頁）

(5) 命を守るために

軍司氏宅は、上述のとおり、築年数が古く、耐震補強もしておらず、気密性も確保されていないため、屋内退避によって放射線から身を守ることができない。避難指示が出されても、上述のとおり、避難に要する時間が極めて長時間になると考えられる。持病を持つ妻が、極めて長時間の避難に耐えられるかという懸念もある。

そのため、自家用車で避難できるとなれば、日立市の避難計画どおりではなく、「空振りも覚悟で、PAZ地区住民の避難以前か、同時に避難すること」が、命を守る観点から正解と考えざるを得ない。（以上、甲G440・11頁）

7 安定ヨウ素剤について

軍司氏は、安定ヨウ素剤の配布は受けていない。また、配布された広域避難計画ガイドマップにも詳細の記載はなく、どこで安定ヨウ素剤の配布を受

けられるのか分からない。(以上、甲G440・12頁)

8 体調悪化のおそれ

- (1) 軍司氏は、14年前に大腸がんにかかったことがある。

人生最終章を迎える中、自分だけでなく親族にもがんの罹患歴があることから、健康を維持するため、禁酒・禁煙を続けながら、野菜中心の食事を徹底している。運動は、エスカレーター、エレベーターを使わない、二日に1度の10キロメートルのスロージョギング、月に1度の低山ハイキングをしている。こうした努力の成果で、血圧、BMIともに正常で、便秘知らずである。(以上、甲G440・12頁)

- (2) ところが、原発事故による避難生活や、屋内退避できない場合の車中泊によって、これらの食生活の継続性が損なわれることが大きなストレスであると同時に、健康を損なうことになると考える。

スムーズに避難できないとなれば、軍司氏自身だけでなく、持病を持ち服薬をしている妻の体調悪化のおそれもある。(以上、甲G440・12頁)

9 裁判所に求めること

- (1) 福島第一原発事故以降、国民の総意ではない国策としての原発回帰が進んでいる。何があっても立ち止まらない過去の歴史(極限的外圧による敗戦となった第二次世界大戦、悲劇的国民の犠牲によって司法がようやく判決を出した公害など。)が透けてみえる。

裁判所には、原発を推進する側に忖度せず、住民の生命、身体を守る最後の砦として、住民の生命、身体を守る立場に立った判断を示してもらいたい。

- (2) 電気機器メーカーの若手エンジニアは、「この老朽化した巨大プラントである東海第二原発は、ハインリッヒの原則から言って、あまりにもリスクが高いと言わざるを得ない。」と指摘する。

自宅から約13キロメートルに位置する原発「魔物」は、稼働していても、存在自体が生活を脅かしている。

- (3) 軍司氏は、統計的にはあと10数年で寿命を迎える。現状の避難計画は不備だらけである。仮に完璧な避難計画ができて、住民らの高齢化で、年々その計画は実効性からほど遠いものになると考えられる。さらに、避難するとなると、すぐには死に至らなくとも、必ずや命を脅かされること

になる。

軍司氏は、穏やかな死を迎える権利を奪わないでもらいたいと願っている。(以上、甲G440・12頁、13頁)

10 まとめ

以上のとおり、日立市の避難計画は、

- ・在宅要介護者、在宅要支援者が屋内退避する際の介護、支援
- ・築年数が古く、耐震補強もしておらず、気密性もない家屋での屋内退避
- ・避難経路へ出るまでの経路が土砂災害警戒区域等に指定されていること
- ・日立市海岸地区の地形的特性
- ・最終避難所が不明であること
- ・日立市民の大半が降雪地への避難に必要な冬用タイヤなどを備えていないこと
- ・日立市民の大半がバスで避難する事態になり得ること
- ・避難に要する時間が極めて長時間になること
- ・安定ヨウ素剤の配布場所が不明であること
- ・避難によって体調悪化が生じること

といった住民らが放射線から身を守るために重大な点について手当をしていない。これは、一審判決（726頁）のいうような、自然災害を想定した上で「実現可能な避難計画」ではなく、「実行し得る体制」も整っていないといえる。

したがって、第5の防護階層の不備、欠落が認められ、人格権侵害の具体的危険が認められる。

以上

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件
一審原告 大石 光伸 外
一審被告 日本原子力発電株式会社

証拠説明書 (甲G440)

2025（令和7）年7月28日

東京高等裁判所
第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之 外

号証	標目	作成者	作成年月日	立証趣旨
甲G440	陳述書 (原本)	一審原告 軍司道男	2025年7月 24日	<p>一審原告軍司道夫氏の陳述書の内容。</p> <p>① 福島第一原発事故を引き起こした地震、津波のすさまじさ。</p> <p>② 福島第一原発事故時に、高齢の母親を避難させるか否かについて検討・判断した経験。</p> <p>この経験に照らせば、東海第二原発が事故を起こした場合に、体調面から避難できない人々の介護、支援が必要であるにもかかわらず、それらが準備されていないこと。</p> <p>③ 自然災害及び原発事故のいずれにおいても、直接死よりも災害関連死の数が上回っていること。</p> <p>このことから、東海第二原発が事故を起こせば、災害関連死も恐ろしいこと。</p> <p>④ 自宅は、築年数が古く、耐震補強もしておらず、気密性も低いことから、屋内退避をすることはできないこと。</p> <p>⑤ 避難経路に出るまでの道路が、急傾斜地崩壊区域など土砂災害特別警戒区域、同警戒区域に指定されており、地震による原発事故時には避難経路に出られないと考えられること。</p>

号 証	標 目	作成者	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
				<p>日立市の南久慈川から北部までの海岸地区でも同じように泥岩の上に砂礫層、さらに関東ローム層の不安定な海岸段丘の地形が続くことから、土砂災害の危険があること。</p> <p>⑥ 最終避難所は公表されていないこと。</p> <p>⑦ 日立市の大半の市民は、降雪地への避難に必要な装備を持っていないこと。</p> <p>日立市の大半の市民がバスで避難しようとしても、それだけのバス及び運転手を確保できないこと。</p> <p>⑧ 避難に要する時間が極めて長時間にわたると算定されること。</p> <p>そうすると、持病のある妻の体調悪化を引き起こしかねないこと。</p> <p>⑨ 軍司氏の状況(築年数が古く、耐震補強もしておらず、気密性もない自宅。長時間の避難では妻の持病が悪化しかねないことなど)に照らせば、日立市の避難計画どおりではなく、PAZの住民らが避難する以前に避難するか、同時に避難することが正解と考えられること。</p> <p>⑩ 安定ヨウ素剤について、配布されていないし、どこで配布を受けられるかも知らされていないこと。</p> <p>⑪ 日頃から健康維持を意識しているにもかかわらず、原発事故による避難、避難生活によって多大なストレスがかかり、食生活・運動習慣、睡眠が失われることによって、体調の悪化が考えられること。</p> <p>⑫ 裁判所には、住民らの生命、身体を守る立場に立って判断してもらいたいこと等。</p>